

Lサポート利用規約

目次

第1章 総則	3
第1条（本規約の目的）	3
第2条（本規約の範囲・変更）	3
第3条（用語の定義）	3
第2章 本サービスの提供	3
第4条（本サービスの提供範囲）	3
第5条（提供区域）	3
第3章 契約	4
第6条（契約の単位）	4
第7条（契約申込の方法）	4
第8条（契約申込の承諾）	4
第9条（契約申込内容の変更）	4
第10条（権利の譲渡の禁止）	4
第11条（契約者の地位の承継）	4
第12条（契約者の氏名等の変更の届出）	5
第4章 禁止行為	5
第13条（営業活動の禁止）	5
第14条（著作権等）	5
第5章 提供中止等	5
第15条（提供中止）	5
第16条（利用停止）	5
第17条（利用の制限）	6
第18条（本サービス提供の終了）	6
第19条（契約者による解約）	6
第20条（当社による解約）	6
第6章 料金	7
第21条（料金）	7
第22条（利用料金の支払義務）	7
第23条（割増金）	8
第24条（延滞利息）	8
第25条（料金計算方法等）	8
第26条（端数処理）	9
第27条（料金等の支払）	9
第28条（料金の一括後払）	9
第29条（消費税相当額の加算）	9
第30条（料金等の臨時減免）	9
第7章 損害賠償	9
第31条（責任の制限）	9
第32条（免責事項）	10
第8章 個人情報の取扱い	10
第33条（個人情報の取扱い）	10
第9章 雑則	11
第34条（利用に係る契約者の義務）	11
第35条（契約者の当社に対する協力事項）	12

第 36 条（除外事項）	13
第 37 条（設備等の準備）	13
第 38 条（法令に規定する事項）	13
第 39 条（準拠法）	13
第 40 条（紛争の解決）	13
第 41 条（債権の譲渡）	13
第 42 条（反社会的勢力の排除）	14
【別紙 1（提供内容）】	15
【別紙 2（料金表）】	15

第1章 総則

第1条（本規約の目的）

株式会社リニア（以下「当社」といいます。）は、この Lサポート利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより Lサポート（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（本規約の範囲・変更）

- 1 当社から契約者への通知の方法は、当社ホームページへの掲示、書面または電子メールの送付その他当社所定の方法によるものとし、当社がそれを行ったときから効力が生じるものとします。
- 2 本規約は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、本規約の各条項および別紙等に記載の期間・金額その他の条件については、同法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更し、かつ当社が、前項に従い、効力発生日までに本サービス契約者に周知することにより、契約者の承諾を得ることなく本規約を変更することができ、変更後の本規約が適用されるものとします。

第3条（用語の定義）

本規約（別紙を含みます。）において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
本契約	当社から本サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と本契約を締結している者
専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号。受付時間は別紙1（提供内容）に定めるところによります。
電話サポート	別紙4（電話サポート及びリモートサポートのサポート対象及びサポート範囲）に定める、電話での契約者のパソコン及び周辺機器等（以下「サポート対象機器等」といいます。）の状況やセキュリティ対策に関する問診、課題解決方法の説明
本サービス取扱所	本サービスに関する業務を行う当社の事務所
インターネット通信	インターネット回線において、インターネットプロトコルバージョン4または6によって行う通信
料金月	毎月1日から同月末日までの一月
契約ID	契約時に1インターネット回線毎、又は契約者毎に付与する一意の番号。 本サービス利用時の契約内容の確認等に用いる。
教育機関等	教育機関又は学習塾・スクール・教室等
医療機関等	医療機関又は病院等

第2章 本サービスの提供

第4条（本サービスの提供範囲）

当社は、契約者の要請があったときは、インターネット回線に紐づくサポート対象機器等に対し、電話にて設定、利用方法及びトラブル対応に関するサポートサービスを提供します。
提供内容については、別紙1に定めるところによります。

第5条（提供区域）

本サービスは、日本国内のインターネット通信が利用可能な区域において提供します。

第3章 契約

第6条 (契約の単位)

当社は、本サービスの契約者毎に 1 契約 ID 付与し、本契約を締結します。

第7条 (契約申込の方法)

本サービスを申込みときは、本規約の内容を承諾した上で、次に掲げる事項を当社所定の手続に従って契約事務を行う本サービス取扱所に申し出ていただきます。

- (1) 契約者名義
- (2) 契約者住所
- (3) 連絡先電話番号
- (4) その他申込みの内容を特定するための事項

第8条 (契約申込の承諾)

- 1 当社は、本サービスの申込みがあった場合には、当社所定の審査を行い、承諾する場合には、書面をもって通知します。当該書面の発行をもって本契約が成立するものとし、当該書面に記載される日付から本契約が効力を発し、契約者は本サービスの提供を受けることができますものとしします。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) 本契約の申込みをした者が本サービスの料金又は当社が提供するその他サービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 申込みの際に虚偽の事項を申告したとき。
 - (4) 第34条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
 - (5) その他当社の業務遂行上著しく支障があるとき。
 - (6) 当社が、本サービス契約の申込みをした者が第42条(反社会的勢力の排除)に規定する反社会的勢力であると判断したとき。
- 3 当社が、第1項の規定により申込みを承諾した後に、申込者が前項各号のいずれかの場合に該当することが判明した場合には、当社はその承諾を取り消すことができます。

第9条 (契約申込内容の変更)

- 1 契約者は、第7条(契約申込の方法)第2号および第3号、第4号に定める事項の変更を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第8条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

第10条 (権利の譲渡の禁止)

本契約に基づき本サービスの提供を受ける権利は契約者のみに帰属するものであり、契約者は、本契約で別に定める場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、承継、売買、又は質権の設定その他担保に供すること等はしてはならないものとします。

第11条 (契約者の地位の承継)

- 1 相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- 3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。
- 4 本条第1項の手続きがなされない期間においては、本サービスの提供を行わないことがあります。

第12条 (契約者の氏名等の変更の届出)

- 1 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 2 前項に定める変更があったにもかかわらず本サービス取扱所に届出がないときは、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書送付先への郵送等の通知をもって、当社からの通知を行ったものとみなします。
- 3 第 1 項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第 4 章 禁止行為

第 13 条（営業活動の禁止）

契約者は、本サービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、付加価値サービスの提供又はその準備を目的とした利用をすることができません。ただし、契約者が教育機関等又は医療機関等（教育機関等又は医療機関等が個人経営のものである場合は当該個人事業主をいう。）であるときには、教育機関等である契約者が教育する者（学生、生徒又は受講生等）に利用させること又は医療機関等である契約者が診療する者（患者等）に利用させることを除きます。

第 14 条（著作権等）

- 1 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、正当な権利を有する第三者に帰属し、契約者には帰属しないものとします。
- 2 契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が表示した著作権表示等を削除又は変更しないこと。

第 5 章 提供中止等

第 15 条（提供中止）

- 1 当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
 - (1) 当社が提供する電話サポートツール、保守上、工事上、その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - (2) 第 17 条（利用の制限）の規定により、本サービスの利用を制限するとき。
 - (3) その他、当社が本サービスの提供を中止することが望ましいと判断したとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 16 条（利用停止）

- 1 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときには、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第 41 条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。）。
 - (2) 契約者が当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（その当社と契約を締結している又は締結していた他のサービスに係る料金その他の債務に係る債権について、第 41 条（債権の譲渡）に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないと

きとします。) 。

(3) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。

(4) 第 13 条（営業活動の禁止）、第 14 条（著作権等）及び第 34 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(5) 契約者が過度に頻繁に問合せ、又は本サービスの提供に係る時間を故意に延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。

(6) 当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

(7) 当社に損害を与えたとき。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。第 17 条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第 17 条（利用の制限）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがあるときには、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、又は公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

第 18 条（本サービス提供の終了）

- 1 当社は、本サービスを継続的かつ安定的に提供することが著しく困難な場合は、本サービスの提供を終了することがあります。
- 2 前項の規定により、当社が本サービスの提供を終了し、本サービスの提供の終了に伴い本契約を解約する場合は、当社が指定するホームページ等によりその旨周知を行います。また、あらかじめその理由、本サービスの提供を終了する日を契約者に通知し、当該終了日をもって本契約の解約日とします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 19 条（契約者による解約）

- 1 契約者は、本契約を解約しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所に当社所定の方法により申し出ていただきます。なお、解約日は、申し出のあった日から 4 営業日以降となります。

第 20 条（当社による解約）

当社は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解約することがあります。

ただし、本条第 3 号に該当する場合には、事前の契約者への通知をすることなく本契約を解約できるものとします。

(1) 第 16 条（利用停止）の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 第 18 条（本サービス提供の終了）第 1 項に定めるとき。

(3) 契約者に次に定める事由のいずれかが発生したとき。

① 支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合

② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

③ 差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合

- ④ 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立を受け、又は自ら申立をした場合

第6章 料金

第21条 (料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 2 (料金表) に定めるところによります。

第22条 (利用料金の支払義務)

- 1 契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解約日の前日までの期間（提供を開始した日と解約日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、別紙 7 (料金表) に規定する月額料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは次によります。
 - (1) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。
 - (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態（本サービス専用受付番号への要請が全く利用できない状態をいいます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合、3 欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時から起算して、本サービス専用受付番号が別紙 1 (提供内容) に定める 1 営業日に係る提供時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時以後の利用できなかった営業日ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金の日割額
2 当社の故意又は重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時以後の利用できなかった営業日について、その日数に対応するその本サービスについての月額料金の日割額
3 移転に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。（契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての月額料金の日割額

- 3 契約者は、本規約に基づいてサポートの提供を受けたときは、その成否を問わず、該当する料金の支払いを要します。
- 4 当社（料金その他の債務に係る債権について、第41条（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者とします。）は、サポートの提供の完了後、契約者に対して、該当する料金を合計した料金額（以下「該当料金合計額」といいます。）並びにその該当料金合計額に係る消費税相当額を併せた料金額（以下「請求金額」といいます。）を請求します
- 5 口座振替、クレジットカード払いの領収書は、通帳または利用明細の記載をもって領収書に代えるものとし、領収書を発行しないものとします。

第 23 条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

第 24 条 (延滞利息)

- 1 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。第 25 条 (料金計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う別紙 2 (料金表) に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日には本サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日には本契約の解約等があったとき。
 - (3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解約等があったとき。
 - (4) 第 22 条 (利用料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の規定に該当するとき。
 - (5) 料金月の初日以外の日には別紙 7 (料金表) に規定する月額料金の割引の適用に変更があったとき。
- 3 前項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 22 条 (利用料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表内 1 に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる営業日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。
- 6 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第 25 条 (料金計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本契約に基づき支払う別紙 2 (料金表) に定める料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日には本サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日には本契約の解約等があったとき。
 - (3) 料金月の初日に本サービスの提供を開始し、当該日に本契約の解約等があったとき。
 - (4) 第 22 条 (利用料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の規定に該当するとき。
 - (5) 料金月の初日以外の日には別紙 7 (料金表) に規定する月額料金の割引の適用に変更があったとき。
- 3 前項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 22 条 (利用料金の支払義務) 第 2 項第 2 号の表内 1 に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる営業日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 5 当社は、本規約等で別段の規定がある場合を除き、受領した請求金額について返金しないものとします。

- 6 契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、支払いを要する料金（当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。）の支払いを要します。

第 26 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第 27 条（料金等の支払）

- 1 契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が別途指定する所定の方法で支払っていただきます。
- 2 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- 3 契約者は、本契約の解約を希望する場合には、本規約に基づき負担する料金等の支払債務の残額の全て（以下「残債務」といいます）につき、当社が本契約の解約手続きと同時に支払いを求めた場合には、当社に対し、本契約の解約手続きと同時に支払うものとします。
- 4 当社は、契約者に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、契約者に対して有する利用料金その他の債権を、債権管理回収業に関する特別措置法により認可された債権回収代行会社または弁護士等（以下「請求事業者」という）へ債権の回収業務を委託することができるものとします。また契約者は、これを承諾するものとします。

第 28 条（料金の一括後払）

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

第 29 条（消費税相当額の加算）

第 22 条（利用料金の支払義務）の規定その他本規約の規定により別紙 2（料金表）に定める料金の支払いを要するものとされている額は、当該料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。なお、本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

第 30 条（料金等の臨時減免）

当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。なお、当社は、料金の減免を行ったときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。

第 7 章 損害賠償

第 31 条（責任の制限）

- 1 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態（本サービス専用受付番号への要請が全く利用できない状態をいいます。以下、本条において同じとします。）にあることを当社が知った時から起算して、本サービス専用受付番号が別紙 1（提供内容）に定める 1 営業日に係る提供時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を次項に定める範囲内で賠償します。また、当社は、本サービスの提供により契約者に損害が生じた場合、当該損害発生の直接の原因である本サービスに係る料金を上限として、契約者に損害賠償責任を負うものとします。また、以下の各号に該当する損害については、当社は一切責任を負いません。
 - (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
 - (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
 - (3) 当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害。

- (4) 逸失利益及び第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。
- 2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時以後のその状態が連続した営業日（本サービス専用受付番号が別紙 1（提供内容）に定める 1 営業日単位とします。）について、その日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料金を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
 - 3 当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときには、前 2 項の規定は適用しません。

第 32 条（免責事項）

- 1 当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 2 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題・故障箇所等の特定（故障箇所の切り分け含む）、解決方法の策定、解決又は解決方法の説明を保証するものではありません。また、以下の場合においては故障箇所等の特定（故障箇所の切り分け含む）に関わる作業実施が不可能な場合があります。
 - (1) 被疑箇所が PC と同一ネットワーク帯にない場合
 - (2) フィルタリング等の機能により通信の制御を行っている場合
 - (3) 別拠点への疎通確認を伴う場合
 - (4) 通信経路上の機器が確認できない場合や、機器の設置場所に入室できない場合、配管内の配線により被疑箇所等の目視確認ができない場合等、契約者のパソコン環境や宅内環境によって作業が困難な場合
 - (5) その他、当社が、作業が困難であると判断した場合
- 3 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
- 4 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート、訪問サポート、訪問故障切り分けサポート及び代替機貸出しの実施及び内容について保証するものではありません。
- 5 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート、訪問サポート、故障切り分けサポート及び代替機貸出しの実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。
- 6 契約者が本サービスの利用により第三者（他の契約者を含みます。）に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 7 当社は、第 15 条（利用中止）、第 16 条（利用停止）、第 17 条（利用の制限）及び第 18 条（本サービス提供の終了）の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービス提供の終了に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任は負いません。
- 8 サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家又は社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
- 9 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは受付専用番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

第 8 章 個人情報の取扱い

第 33 条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス（以下「個人情報」といいます。）を取得することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。

- 2 当社は、前項の規定により取得した個人情報については、当社が別に定める「個人情報保護方針」に基づき取り扱うものとします。なお、本規約と当該個人情報保護方針に齟齬がある場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
- 3 当社又は本サービスの提供に不可欠な当社の契約事業者が設定作業等の過程で取得したID、パスワード等の情報については、別に契約者に同意を得たものを除き、設定作業等終了の時点で直ちに廃棄するものとします。
- 4 当社は、次の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を利用します。なお、契約者が本サービスを解約した後も、問合せ対応等において必要な範囲で個人情報を利用する場合があります。
 - (1) 本サービスの提供
 - (2) 当社が提供する役務又は販売する商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (3) 当社が販売受託ないし取次ぎ等を行う役務又は商品等の紹介、提案及びコンサルティング
 - (4) アンケート調査その他の調査に必要な物又は謝礼の送付
 - (5) 役務・商品等にかかる品質等の改善、新たな役務・商品等の開発
 - (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタ等の案内
 - (7) インターネットの利用等に関する各種役務・商品情報等の案内
- 5 契約者が法人等の団体である場合における当該契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。
- 6 当社は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき、個人情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
- 7 契約者は、当社が第41条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び本サービスに係る連絡先電話番号・フレッツの契約者回線等番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第16条（利用停止）の規定に基づきその本サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収のために必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。
- 8 契約者は、当社が第41条（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がその本サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意するものとします。
- 9 契約者は、当社が、支払いに関する情報を、請求業務を行う、みずほファクターまたはその他業務委託先へ提供することについて、同意するものとします。また、利用料金の不払い等の事情がある場合、認可された債権回収代行会社または弁護士に提供することについても、同意するものとします。

第9章 雑則

第34条（利用に係る契約者の義務）

- 1 契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が次の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。
 - (1) サービス対象機器等が、インターネット回線に接続又は関連して利用されること。
 - (2) インターネット回線が、本契約に係る当社の設定作業等の実施時に開通していること。
 - (3) 契約者自身による本サービスの利用の要請であること。ただし、次の各号に掲げる契約者が当該各号に定める者に契約IDを通知し本サービスを利用させるときにおける、当該各号に定める者による本サービスの利用の要請を含みます。なお、契約者が当該各号に定める者に契約IDを通知し本サービスを利用させるとき、契約者は、当該各号に定める者による本サービスの利用が契約者自身による本サービスの利用となること、及び、契約者が当該各号に定める者による本サービスの利用を適切に管理することに同意しているものとし、当社は、当該各号に定める者が契約IDを不正利用等したことに伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。
 - ① 法人若しくは個人事業主が契約者の場合
契約者が雇用する者

- ② 教育機関等（教育機関等が個人経営のものである場合は当該個人事業主をいう。）が契約者の場合
契約者が教育する者（学生、生徒又は受講生等）
- ③ 医療機関等（医療機関等が個人経営のものである場合は当該個人事業主をいう。）が契約者の場合
契約者が診療する者（患者等）
- (4) サポートサービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンス又はプロダクト I D、並びにサービスの利用 I Dやパスワード等の設定情報等が用意されていること。
- (5) 本サービスの提供を受ける時点で、インターネット接続サービス事業者が提供するインターネット接続サービスメニュー等が、利用可能な状態となっていること。
- (6) 本サービスの提供を受ける時点で、サービス対象機器等が用意されており、設定作業等に必要な I Dやパスワード等の設定情報及びドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等が用意されていること。
- (7) サービス対象機器及び設定作業等に必要なソフトウェア等が、日本国内において市販又は配布されたものであり、且つそのマニュアル及び設定ソフトウェア等が日本語により記述されたものであること。
- (8) 本サービスの提供を受けるために必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。
- 2 前1項の規定のほか、契約者は次のことを守っていただきます。
 - (1) 当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。
 - (2) 本サービスを違法な目的で利用しないこと。
 - (3) 本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
 - (4) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
 - (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
 - (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
 - (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
 - (8) 本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
 - (9) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
 - (10) 本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
 - (11) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 3 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第 35 条（契約者の当社に対する協力事項）

契約者は、当社が本サービスの提供に必要な協力を求めたときは、当社に対して以下に定める協力を行っていただきます。

- (1) 当社の求めに応じた I Dやパスワード等の入力。
- (2) 当社の求めに応じた本サービス提供のために必要な情報（操作説明書等を含みます。）の提供。
- (3) サービス対象機器等に重要な情報がある場合における、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の複製の実施。ただし、訪問サポートに定めるメニューのうち、サービス対象機器等に記憶された情報の複製を行うメニューを利用する場合はその限りではありません。

- (4) サービス対象機器等に機密情報がある場合について、本サービスの提供前の契約者の責任におけるそれらの情報の防護措置又は消去の実施。
- (5) その他、本サービスの提供又は設定作業等のために当社が必要と認める事項の実施。

第 36 条 (除外事項)

当社は、契約者が以下に定める事項のいずれかの場合に該当すると当社が判断する場合には、本サービスの提供を行わないことがあります。

- (1) 第 34 条 (利用に係る契約者の義務) のいずれかの項目をみたさない場合。
- (2) 契約者が、前条 (契約者の当社に対する協力事項) のいずれかの項目の協力を行わず、本サービスの提供の実施が困難となる場合。
- (3) 不正アクセス行為又はソフトウェアの違法コピー等、違法行為又は違法行為の幫助となる作業を当社に要求する場合。
- (4) その他、契約者の責により本サービスの提供が困難となる場合。

第 37 条 (設備等の準備)

- 1 契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なパソコン等、通信機器、又はインターネット回線その他の設備を保持し管理するものとします。
- 2 契約者が本サービスを利用するために必要なインターネット回線の利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

第 38 条 (法令に規定する事項)

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

第 39 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 40 条 (紛争の解決)

- 1 本規約の条項又は本規約に定めのない事項について紛議等が生じた場合、双方誠意をもって協議し、できる限り円満に解決するものとします。
- 2 本規約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 41 条 (債権の譲渡)

契約者は、当社が本規約の規定により支払いを要することとなった料金を、当社が別に定める事業者 (以下「請求事業者」といいます。) に対し譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第 42 条 (反社会的勢力の排除)

契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。

- (1) 自ら又は自らの役員 (取締役、執行役又は監査役) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号)、暴力団員 (暴力団員による不当な行

為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること

(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること

(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること

(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること

(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること

2 当社は、契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができます。

(1) 第1項に違反したとき

(2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき

①当社もしくは当社の委託先に対する暴力的な要求行為

②当社もしくは当社の委託先に対する法的な責任を超えた不当な要求行為

③当社もしくは当社の委託先に対する脅迫的言辞又は暴力的行為

④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社もしくは当社の委託先の信用を毀損し、又は当社もしくは当社の委託先の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、契約者に損害が生じて、これを賠償する責を負わないものとします。

附 則

この利用規約は、2023 年5月 1 日から実施します。

【別紙 1（提供内容）】

当社は、契約者からの申告に基づき、下記サービスを提供します。

〔基本メニュー〕

〔基本メニュー〕 提供内容	
電話サポート※1	
サポート対応時間	問い合わせ回数上限
9：00～18：00	1 月あたり5 回まで ※2※3

※1 祝祭日および年末年始（12 月 28 日から翌年 1 月 3 日）を除く月曜日から金曜日（本契約において「営業日」といいます。）の指定時間の間、専用受付番号で、当社オペレータによる受付およびサポートサービスを提供します。ただし、指定時間内での当社オペレータによる受付、又は、課題の解決、並びに故障の回復等を保証するものではありません。

※2 1 月とは暦日をさし、また、5 回とは契約者および利用者から当社オペレータへ問い合わせをした回数となります。なお、各種ツール等の設定にかかわるサポートも回数に含まれます

。 ※3 契約者が要請する場合には、本サービスの利用におけるサポート対応記録（利用日時、利用者名、サポート内容）を提供いたします。

【別紙 2（料金表）】

1. 月額料金

〔基本メニュー〕

サービス名称	課金単位	料金
Lサポート	本契約ごとに月額	1,100 円（税込）